別表六の二（十四）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　各連結法人において所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第68条の14第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用がある場合又は租税特別措置法第68条の67第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

⑴　「（別表一の二（一）「５」＋「７」）、（別表一の二（二）「５」＋「７」）又は（別表一の二（三）「５」＋「７」）のうち帰せられる金額　⑸」の欄の記載に当たつては、「別表一の二（一）「５」」、「別表一の二（二）「５」」又は「別表一の二（三）「５」」の金額から、平成28年旧措置法第68条の14第５項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成28年旧措置法第68条の15第５項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成27年旧措置法第68条の９第11項の規定の適用がある場合には同条第１項から第３項まで、平成27年旧措置法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成27年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで又は平成25年旧措置法第68条の９の２第１項若しくは第２項の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定に係る部分の金額を、それぞれ控除して計算すること。

⑵　「（別表一の二（一）「５」＋「７」）、（別表一の二（二）「５」＋「７」）又は（別表一の二（三）「５」＋「７」）のうち帰せられる金額　⑸」の欄の記載に当たつては、別表一の二（一）「10」の外書の金額、別表一の二（二）「８」の外書の金額又は別表一の二（三）「８」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額を同欄の上段に外書として記載すること。

⑶　「仮計（⑸と（⑹又は⑺）のうち多い金額）　⑻」及び「住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額（⑸＞（⑻－⑼）の場合は⑸）　⑻－⑼　⑽」の各欄の記載に当たつては、上記⑵で外書きした金額を「⑸」に含めて計算すること。

3　「仮計（⑸と（⑹又は⑺）のうち多い金額）　⑻」の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（租税特別措置法第68条の９第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には「⑹又は」を消し、その他の場合には「又は⑺」を消すこと。

4　「控除対象個別帰属調整額等　⑼」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の45の３第１項各号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）（同条第２項又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号）附則第28条第２項（連結法人が認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載すること。

5　「住民税額控除額　$⑽\times\frac{2.58\text{又は}1.4}{100}$　⑾」の欄は、平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「2.58又は」を消し、同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は1.4」を消すこと。